

第 8 回明大通り沿道協議会 議事要旨

令和 3 年 7 月 16 日（金）10：00～11：30
千代田区役所 8 階第 3 委員会室

■配布資料による説明

- ・議事次第 ・席次 ・議事要旨(第 6 回明大通り沿道協議会)修正について
- ・議事要旨(第 7 回明大通り沿道協議会)
- ・協議会での検討内容と決定事項及びスケジュールについて
- ・神田小川町三丁目西部南地区のまちづくりについて
- ・Ⅰ期工事で苗圃へ移植した樹木状況
- ・Ⅰ期工事で苗圃へ移植した樹木一覧 ・明大通りの植栽計画について

■質疑応答

(座長)

- 前回の議事要旨につきまして、何かご質問等があればお願いします。

(委員 N)

- 前回第 7 回の議事要旨ですが、明大通りの整備事業は再開発事業に関係なく進めるという一文があります。それを素直に受け取りますと、最後にご説明頂いた資料 4 の図面では、再開発事業における車乗入れ部の整備計画を反映したものであるといった形で恐らく図面で示されていると思います。そこで、座長のご発言と今回の整備計画の話が明らかに矛盾しているように私は感じてしまう。

(座長)

- この点につきましては、私の発言が不正確であったかもしれません。再開発事業に関係なく進めると言いますのは、何かの計画について考慮せずに進めるといような設計の意味ではなく、再開発事業進行の有無と明大通りの拡幅事業をやるかやらないかについて切り離して検討するという趣旨の発言でありますので、ご理解頂ければと思っております。

(委員 N)

- 拡幅工事を進めることと再開発を切り離すことは分かるのですが、再開発事業における車乗入れ部の整備計画というのは、資料 4-2 のポンチ絵を見ますと平成 23 年 11 月の時点では車乗入れ部は書かれていない。資料 4-3 も同時期に書かれたものと思いますが、車乗入れ部が書かれておりません。

そして、一番新しい令和 3 年 4 月 6 日に決定した資料の第一種市街地再開発事

業にも再開発の出入口が記載されておりません。このように、記載されていない資料をお出し頂いて突然再開発事業の車乗入れ部の整備計画を反映した資料が出てくる。どうして資料の内容にこのような飛躍が見られるのか私には全く理解出来ませんのでご説明頂きたいです。

(座長)

●最初の部分に関するのですが、13 ページの私の発言部分の再開発事業に関係なく進むところにしか話が行っておりませんが、問題はその次の部分にあります。仮に再開発事業が保留になったとしても歩道の環境を確保する必要がありますという発言があります。その部分も含めてご理解頂きたいという風に思います。

(事務局)

●資料 4-1 から 4-4 までは都市計画審議会で審議された際に使われた資料です。現時点で決定されている事項は、令和 3 年 4 月 6 日に決定したというお話です。車乗入れ部の位置についてですが、これは想定であります。都市計画決定を受けるに当たって、当然開発する際に再開発箇所周辺の道路で渋滞が起こる可能性があります。そこで車乗入れ部を明大側、富士見坂側、靖国通り側のどこで整備すべきかを検討し、想定位置として明大通り側に設置する絵となっておりますが、決定事項ではありません。ただ、明大通りの整備で街路樹の植栽に影響がありますので、その部分については最新の状況を考慮した位置に車乗入れ部を作りたいという考えであります。再開発に関する打合せに基づいた内容を反映しています。

(事務局)

●私は、都市計画の手続きを所管する部長でありますので説明内容の補完をさせて頂きますが、計画の決定によって建物の設計内容や詳細まで決まるということではございません。ただし、都市計画の決定でこの地区計画における施設や広場の配置や道路拡幅の状況、その建物がどのような場所に配置されるかというところについては、一定程度決まっていなければいけないと考えております。そうしますと、建物を作る場合に駐車場を造らなければいけませんので、車乗入れ部が必要になります。警察等との事前協議について、事務局の説明にもありましたが、再開発地区に面した 3 つの道路の内どこが車乗入れ部の設置に適切であるかを事前に相談することになります。その中で、明大通りに設置するということで現在考えられている位置ということで整備をしたいと考えております。

詳細については、現在計画している位置から前後することは多分あるとは思いますが、いずれにしても明大通りに面したところに車乗入れ部が設置されるとい

うことを想定しております。

(委員 N)

●再開発事業が終わった後に区とお話しして、車乗入れ部の位置を決定することになると思う。今の説明を聞いていると、事前に車乗入れ部の位置が決定されているように誤解してしまう。寧ろ我々の考えに基づいて拡幅後に車乗入れ部の位置が決定されるのではないですか。何か順番が逆の様に聞こえます。

(事務局)

●都市計画を所管するということで、説明させて頂きました。先程申し上げた通り、建物の建設に当たり駐車場を造らなければなりません。駐車場を作るに当たり、警察等と事前協議をする中で、例えばどの通りに面したところが難しいかという議論をします。それから、道路に面した中でも交差点に近い位置なのかそうでないのか、というところで一定程度設置する場所を想定します。その中で今考えられる車乗入れ部の位置をお示ししました。いずれにしても、出入口が出来ることに間違いがありませんので、そこも含めて道路整備や街路樹整備を進めて行きますと手戻りが発生してしまうことを避けたいという旨のご説明をしたところであります。

(委員 O)

●先日委員 P が千代田区の方と話をするという事で同席したのですが、資料 4-6 の車乗入れ部が歩道を切り下げることになる。この位置に現況のバス停があるのですが、色々あって明治大学に移すという話でいったん決定したということ伺っています。本日、総務課長の用事があるとのことなので、明治大学の総務課の代表という立場で許可を得て発言しています。明治大学へバス停を移す時に千代田区が説明された内容は、周辺の交差点の交通量が多くて、現況の本屋前の道が狭くて交通量が多いので、都バスの停留所とすることが大変なので明治大学が犠牲となる形で引き受けた、と委員 V が伺ったそうですが、バス停が邪魔になるという話ではないとのことでしたので、説明が違うのではないかと思います。なので、千代田区が明治大学に行った説明がどうだったのか明らかにしたいと思います。

(座長)

●バス停について、事務局から説明をお願いします。

(委員 F)

●バス停の問題で再度議論することはご遠慮願いたいと思います。議論が進みません。明治大学が犠牲を被るということについて、我々住民はお願いしたことが一切ありません。お互いが町で共存していくことなので、明治大学が犠牲になるという意見があれば今日でも明日でも総務の方とお話しします。

私は、小川町三丁目西町会の町会長をやっているとして、この再開発事業に関係があります。私は、再開発事業の範囲に住んでいませんので賛成もしくは反対という立場ではありませんが、再開発事業によって町会が分断されることを一番恐れています。

再開発事業の乗入部についてですが、今分かっている駐車場の位置を想定として進行しているということだと思います。乗入部の位置が確定しているのであれば議論が出来ると思いますが、決定していない以上議論が出来ないと思います。想定段階であっても、道路の拡幅工事に向けて少しでも議論を進めておかないと再び計画が止まってしまう。

(座長)

●この件について、全て突き詰めると議論が進みませんので折角集まって頂いた時間を無駄にしまいます。疑問については答えて頂いて情報を共有することで大きな問題が無ければそれで先に進ませて頂きたいと思います。

乗入部の経緯について区の方からご説明下さい。

(事務局)

●今回想定している車乗入れ部について、街路樹を先に植栽してしまうと車乗入れ部が出来た時に一回切らなければいけないため、それを避けたいという考えであります。再開発事業によって車乗入れ部やバス停を移設しなければいけないということでは決してありません。あくまでも現況のバス停位置が交差点にあるので、移設しなければならないということになります。明治大学の方には、渋滞が起こることや歩道が狭かったという話をさせて頂きました。千代田区としては、過去にバス停の話をする時に同じ内容の説明をさせて頂いております。説明した当時の議事録も残しております。

(座長)

●時間の関係もありますので、もし検討事項があれば後程お願いしたいと思えます。

(委員 P)

●委員 F の仰ることも良く分かりますが、我々も疑問に思っていることがあります。それは、近隣の方たちと我々が何故こういう対応をしなければならないのか。そもそも発端に問題があると思います。事務局もおっしゃいましたが、平成 25 年から話をされていて去年の住民説明会でも説明頂きましたが、関係無いと言っていました。発言が全て違うので困っています。

(座長)

●それについては、分かりました。実際に整備に向けた話に移したいと思いますので、先に進めます。再開発については、本題から逸れてしまうことをご理解ください。

続きまして、資料の検討事項に関する説明をお願いします。

(事務局)

●植栽計画についてですが、明大通り I 期工事で 29 本のプラタナスを移植し現在さいたま市岩槻区の苗圃で保存している状況であります。当協議会では、このプラタナスを再活用して欲しいという意見や、苗圃で街路樹を保存する際に発生する管理費についてのご指摘がありました。そこで、事務局の方で苗圃へ移植したプラタナスを再利用する方向で検討をさせて頂きました。

アドバイザー A に苗圃へ実際にお越し頂きまして、29 本のプラタナスの樹勢を 1 本 1 本確認頂き、その結果としまして 29 本の内 18 本が移植可能という評価を頂きました。既に枯死しているものや腐朽が進行している 11 本については、移植不可という判定となりました。

移植可能とされている 18 本の活用先についてですが、明大通り I 期工事区間にプラタナス 9 本を移植します。次に、明治大学の方とプラタナスの活用に関する相談をさせて頂きましたところキャンパスや農場の方で植栽するスペースがあるとのことでしたので、4 本引き取って頂けることとなりました。最後に、千代田区の管理する路線で植栽基盤を大きく取れる専大通りという通りがございますので、そちらに 5 本移植する考えでございます。

移植不可の 11 本につきましては、伐採する方向で考えさせて頂ければと思います。

資料に示しておりますプラタナスの写真につきまして、葉が多くついているものや樹勢の良いものが移植可能というご判断を頂きましたものですのでご確認頂ければと思います。

I 期工事で苗圃へ移植した樹木の報告については、以上となります。

(座長)

●前回、苗圃の状況について説明頂きたいとのことでしたので説明頂きました。樹木は生き物ですので、基準で決まることではないということでアドバイザーAにも1本1本ご確認頂きご判断頂いたことと思います。アドバイザーAからご意見はありますか。

(アドバイザーA)

●ポイントとしましては、苗圃で大きく伸びた枝を剪定しない方が良かったと思います。次に移植に向けて、一度根回しをして苗圃へ移植したものが写真を見ての通り枝が伸びております。枝が伸びると根も伸びますから、今回の移植に先立ちまして、しっかりと根切りすることを促しました。後、細かいことですが街路樹の幹がガードレールを飲み込む箇所がありましたので、最低限それは切断して移植して頂くよう現場でお願いしております。

(座長)

●我々の資産を有効活用するということで検討頂けたかと思いますが、これについて何か意見はございますか。

無いようですので、明大通りの植栽計画について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

●明大通りの植栽計画について、協議会委員のご意見やアドバイザーAの専門的視点や見解を基に案を作成しました。案につきましては、5つの考えに基づいております。1つは、既存のプラタナスは出来るだけ明大通りで移植と保全を行います。2つは、樹勢が回復したプラタナスを再活用します。3つは、専門家に助言を頂き1本1本の樹勢や将来的な樹勢を確認した上で移植の判断を行います。4つは、花の咲く樹木を新植する区間を設けます。5つは、明大通りを4つのゾーンに分けて整備を行います。

この4つのゾーンは、Ⅰ期工事①区間からⅡ期工事②区間の4つに分割致します。Ⅱ期工事①区間では、既存のプラタナスを車道側の植樹ますに移植し保全します。Ⅱ期工事②区間では、明治大学リバティタワーや日本大学理工学部のカザルスホール付近を公開空地として使用出来ますので、公開空地の歩行を前提としてプラタナスを保全する区間とします。Ⅰ期工事①区間では、既存及び苗圃のプラタナスを移植し保全します。Ⅰ期工事②区間は、花の咲く樹木としまして桜を植える考えであります。桜の樹種としましては、一葉桜を主体としておりますが、アドバイザーAより1本樹形が道路構造に適合した駿河台句があるとのことですので1本植栽を予定しております。

Ⅱ期工事①区間の1番から9番については、上空に電線が通っています。移植に当たりまして、一度街路樹を持ち上げてから移植する必要がある点が課題となります。移植に当たり街路樹の枝を剪定する必要がありますが、道路側に枝が1本しか残らない樹木3、4、7番については、アドバイザーAに確認頂きましたところ樹形が整った街路樹として育てることが難しいという判断を頂きましたので、伐採する考えで進めさせて頂きたいと思います。その他の樹木につきましては、車道側と歩道側に枝が複数伸びておりY字型の樹形で成長するとの意見を頂きましたため、近接する計画の植栽ますに移植します。

1番と2番の間につきましては、現在コインパーキングがある関係で植樹ますを整備することが出来ないため、再開発事業完了後にプラタナスを新植する考えであります。Ⅱ期工事②区間ですが、公開空地の通行を前提に既存の樹木を残す区間としています。ただし、一部バスベイを設置するところや視距を確保する関係で現状の位置に残せない樹木があります。その樹木につきましては、明大通り内で移植を予定しております。Ⅰ期工事①区間につきましては、Ⅱ期工事区間で残せない樹木を移植する予定であります。更に、苗圃で樹勢が回復した樹木9本も併せて移植し保全します。最後にⅠ期工事②区間は、花が咲く樹種として桜を植える区間としております。明大通りの植栽計画に関する説明は、以上となります。

(座長)

●明大通りの植栽計画は、通り全体を4分割し駿河台下交差点からお茶の水駅に掛けて3/4の区間にプラタナスを植栽する。残り1/4である御茶ノ水駅側については、一葉桜を主体とし道路構造に適合した駿河台句を1本植える提案を頂きました。駿河台句につきまして、アドバイザーAから補足で説明はございますか。

(アドバイザーA)

●駿河台句につきましては、あくまでも地元の町会の方が強く望んでいたことを踏まえまして、実際に千代田区の中で駿河台句が植栽されているところを確認しました。駿河台句は、枝が低く伸びるため車道側の建築限界を非常にクリアしにくい樹種です。そこを踏まえますと街路樹として植えにくいのですが、地域の名前である駿河台が付く樹種ですので植える意味があるという判断をしました。

もう一つ重要なことですが、桜の場合、山桜等を台木として継いでいくわけですが、一般的に売られているものは挿し木台木であり根が浅く広がってしまい深く張らないです。今後、雨が多くなるかもしれないことを考えますと、根が深く入るよう実生台木の使用を薦めます。

そこで、日本花の会に圃場がありますので、そこで1本実生台木の駿河台句があるので街路樹として植栽が可能だろうという判断をしました。ただし、下枝を

早期に剪定することを前提に、しっかりとした管理をしていかないと建築限界をクリアしにくくなります。

一葉桜についてですが、これも駿河台句と同様に実生台木でなければ今後の樹形の展開が難しくなると思います。そこで、日本花の会に問い合わせましたところ、明大通りで植栽を予定している本数が用意出来るとの回答を得ました。

開花時期につきましては、駿河台句は4月の上旬位に開花すると思います。一葉桜は、少し遅れて4月半ばに開花すると思います。

(座長)

●この点につきまして、地元の方からご意見がありますでしょうか。

(委員 A)

●駿河台句は植えなくていいと思う。あの桜は、寂しいです。

(座長)

●寂しいというのは、樹形の話かと思います。他にご意見は有りますか。

(委員 B)

●私は神田駿河台に長く住んでおり、千代田区といえば桜の名所が沢山あります。靖国神社もそうですし千鳥ヶ淵等有名なところがありますが、その中で駿河台句という桜が神田スクエア付近に植えられていて、非常に綺麗な桜だと思いました。駿河台にちなんで駿河台句を植栽して頂いて、春には花が咲いて町の雰囲気が明るくなることを望んでいます。

十数年くらい前から街づくり協議会で植栽等の議論がされて参りましたが、なかなか決まらず今日に至りました。

私も今年で86才になります。生きているうちに明大通りの桜を一度でも見たいなと思っています。

今回は是非、1本を植栽して頂きたいです。

(委員 F)

●駿河台句は、1本植栽する予定ですよね。私は街路樹として駿河台句を植えることには反対です。確かに駿河台道灌道を見ますと駿河台句は、白い花を咲かせていて凄く寂しいと思う。

寂しいという意見は良く分かりますが、1本だけですから駿河台の名前を残す意味でも植栽して頂きたいと思います。

(座長)

●委員 S からご意見はあるでしょうか。

(委員 S)

●梅雨が明けて猛暑の季節が来ましたが、駿河台の道路を走りたくないと思っています。私が元気な内に歩道が整備されて、プラタナスの木とアジサイが側に植えられているような、そんな道路を早く走りたいと思っています。

(座長)

●委員 L からご意見はあるでしょうか。

(委員 L)

●私はこの土地について歴史的なことは良く分かりませんが、協議会の内容を聞きましたところ全体のコンセプトは宜しいと思います。1 つ質問ですが、駿河台句が寂しいということですのでⅡ期工事②区間の中心辺りに植栽してみてもどうでしょうか。

(事務局)

●駿河台句という駿河台にちなんだ名前の樹種ということで、象徴的なものとして1本植栽したいと思っております。出来れば御茶ノ水駅を出てきて、一番初めに目の付くところに植えたいという思いがあります。ですが、先程説明にもありました通り、御茶ノ水橋の工事に合せて植樹ます2箇所を令和7年以降に設置する予定となっております。そのため、この2箇所を除いて御茶ノ水駅に最も近い所で極力目立たせる位置として、資料で提示した箇所に植栽する計画としております。

(委員 L)

●一番目立たせたいのであれば、令和7年工事予定箇所の向かい側に駿河台句を植栽してはどうでしょうか。

(事務局)

●御茶ノ水駅にも近くて良い箇所だと思いますが、人が多く歩く場所であり陽当たりのより良い場所として提案しております。

(座長)

●委員 P からご意見があるでしょうか。

(委員 P)

●駿河台匂が寂しいというお話ですが、私は週に 2、3 回駿河台道灌道を通っていますが、4 月頃になると花の良い匂いがして春が来たと感じます。花が咲いたから華やかというわけではないと思います。名前に匂いが付く意味では良い樹種だと思います。

私は、ずっと昔からプラタナスが良いと思っていました。専門家のご意見もあるので桜を選定しても良いかなと思います。出来たらプラタナスが良いという思いであります。

(座長)

●委員 O からご意見があるでしょうか。

(委員 O)

●この協議会で本当に長い時間を掛けさせてしまい、近所の皆様にご迷惑を掛けてしまったという思いがあります。プラタナスが嫌だということを皆様から言われていることを思い出して今日のお話を伺っていると、思いが実現しそうな形になりそうなので良いと思います。

事務局によれば、明治時代以来ずっと明大通りは、プラタナス並木だったことが多くの人の出発点で I 期区間のプラタナスが酷い切り方をされたということも認められていました。プラタナスの通りとして整備して頂きたいという気持ちがありましたので御茶ノ水クリスチャンセンターの方にお話をすると、明治大学と同じ判断で良いという回答が得られました。クリスチャンセンターの方も体の具合が悪くて行けなかったけれど、あの木の切り方は酷いという意見がありました。

結論としまして、町会側は桜を植栽する計画で良いと思いますが、反対側はプラタナスを植栽することでクリスチャンセンター側の人たちの希望に沿うと思います。

(座長)

●委員 N からご意見があるでしょうか。

(委員 N)

●委員 B を初め皆様が協議会に出席頂いて議論を重ねたことで、このような具体的な計画になったと思い非常に良かったと感じています。委員 O が言いましたように、御茶ノ水クリスチャンセンター側の街路樹は、プラタナスが良いというところで合意したものですのでこだわりたい気持ちがあります。

また、図面には載っていないのですが御茶ノ水駅を出た所の交番に樹形の良いプラタナスがあります。統一感という観点で言いますと、プラタナスを植栽した方が良いと思います。

明大通りは、付近に学校もありますので入学式の時期に桜があるということは良いと思います。繰り返しになりますが、交番にあるプラタナスから統一感を持たせる意味でもクリサンセンセンター側の街路樹は、プラタナスで統一した方が望ましいと考えます。

(座長)

●今まで頂きました意見を踏まえまして、アドバイザーCからご意見があるでしょうか。

(アドバイザーC)

●全体を通してプラタナスの移植樹について、少し胴吹きが凄いので心配しておりましたがアドバイザーAが手当てをすることで樹勢を回復出来るということでしたので了解致しました。駿河台勾の植栽については、土地の名前が付いた樹種であり、そういう歴史的な木を1本でも残したいことに加えて街路樹としての的確な樹形もあるとのことでしたので、今後の管理の仕方も含めてご了解頂ければとても良いと思います。

他の桜について、今まではプラタナスで統一されていましたが町の作りとしては、駅に近いところに花の咲く華やかな樹種を持ってくるということで新しく整備される道路で1つのポイントになると考えております。

街並みについては、駅に近いところから明治大学がある所、そして駿河台に掛けて大きく町の構造や景色が変わります。その中で、駅に近い区間の両側に花が咲く樹種が植栽されていることで、新しくリフレッシュした景観となり凄く良いと思います。

一葉桜については樹形が横に広がるため心配しておりましたが、先程のアドバイザーAのお話を伺いまして納得しました。

駿河台勾の寂しさを一葉桜でクリアすることが、新しい街づくりの1つのポイントになると考えております。

(アドバイザーB)

●I期工事で苗圃へ移植した街路樹全ての樹勢や移植の可否について確認頂いたとのことですので、とても良いことと考えております。

心配なこととしまして、苗圃から移植した街路樹が集中し、新植される箇所が無い区間があること。更に、クスノキと重なる部分を有ります。アドバイザーCから胴吹きの話もありましたが、移植後に果たして美しい樹形に回復するのか。

皆様が期待しているような樹形になるか心配しているところであります。

樹高については、幹周が 60cm のものから 88cm 等結構違いますが、結果的に街路樹として揃った形になるのか心配しています。工事後すぐに美しい樹形になることは無理かと思いますが、美しい樹形に全て回復するか心配しています。

桜についてですが、若い人が多く集まることが駿河台の良い所であって駿河台下の都市景観を含めて若いファミリー層の方に住んで頂くことを考えると、桜のような明るい樹種を植えて頂くと良いと思います。

プラタナスは、一目見て美しいという風になりにくいと思いますが、桜ですと子供でも美しいと感じ易いと思いますし通勤や通学中に目を楽しませてくれる少し樹高の低い街路樹があると、今後の駿河台の魅力と若いファミリー層等を呼び込む上では非常に重要なものだと思っています。

(座長)

●アドバイザーA から全体を通してご意見があるでしょうか。

(アドバイザーA)

●苗圃にある樹木に対して懸念する意見がありましたが、I 期工事区間の街路樹については、剪定や移植の方法が酷かったものの現在は樹勢が回復しています。後は、移植の方法と位置の吟味と維持管理が今後の課題になると思います。

再開発事業の車乗入れ箇所から駿河台下交差点の範囲に街路樹をもう一本植えられるのではないかと思います。

(事務局)

●車が出入りする際に視距を確保する必要がある関係上、街路樹によって視距が確保出来るかの検討を行なった上で植えられるかの検討をすることは可能と思います。

(座長)

●御茶ノ水駅に一番近い I 期工事②区間ですが、クリスチャンセンター側をプラタナスで植栽して欲しいという意見がございました。

景観の専門家としての見解になりますが、道路の左右で樹種が違っていると景観のバランスが崩れてしまうことに加えて並木の良さが失われてしまうという想像します。

御茶ノ水駅から明大通りを下る時に駅側に樹高の低い街路樹が植栽されて、その奥に樹高の高いプラタナスが連なる風景の方が美しくなるのではないかと思います。この観点から想像図を描いて提示し、皆様が納得する形で整備して頂こうと思いますが如何でしょうか。

3つ目の議題は、整備後の維持となります。私の提案ですが、街路樹については基本的に区役所がこれまで対応していたのですが、地元の方々で対応出来るところを役割分担する必要があると思います。千代田区のみ維持管理を任せきりにしますと予算の関係もあると思いますので対応しきれなくなると思います。そうならないためにも、地元で協力出来るところは協力して頂くことを座長として提案致します。

(アドバイザーB)

●街路樹の維持管理の話は、とても重要なものと思います。プラタナスの場合は、落葉の掃除がしにくいということで周辺から苦情が来やすい樹木の一つであると言われております。

今回は、敢えてプラタナスを残すとのことですので、これから40代くらいの次の世代の人たちを含めて明大通りのアイデンティティとしてプラタナスを引き継いでいくためにも、協議会のようなものを作って街路樹の維持管理作業を分担することも考える必要があるかと思います。今は学校も含めてSDGsやCSRに取り組んで人材や費用を緑化の部分に充てることで学校や企業にとってプラスになると思います。街路樹の名前を記したプレートを区役所側で設置することもあると思いますが、地域の学生等にプレートのデザインを考えて作ってもらうような街路樹に対する愛着が沸くイベントがあれば、維持管理に若い方も参加頂けるかと思います。プラタナスを移植した意味を将来的に継承されるような取り組みが必要かと思いますので、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

(事務局)

●現在千代田区の方では、緑の基本計画というものを改訂しようとしておりまして、その中でも道路に限らず公園の維持管理についても義務的に参加するというより、楽しくなるような様々な人たちが参加して頂く仕掛けを検討しております。現在は、アダプト制度というものがありますが高齢化の問題がありますので、今後はそれらを含めて検討し具体的な取り組みを明大通りの中でどのように出来るか地域の皆様と一緒に考えてきたいと思っております。

(委員P)

●明大通りについては、協議会の参加者に加えて次世代の人も含めて参加出来る工事説明会を開くべきと考える。

(座長)

●とても重要なことだと思いますので整備に関するお知らせの方法については、区の方で検討頂ければと思います。

(事務局)

●委員 P から頂きましたご意見の趣旨は、理解しているつもりであります。

もう一つは、この協議会を設置した時に様々な方の意見をお伺いしながら進めて行きたい考えであり、これまで議論を重ねて参りました。この協議会で決定した内容は、整備に実現させたいと思います。整備の周知については、座長に相談し検討させて頂きたいと思います。

これまで約一年半を掛けましてご意見を伺いつつ議論を進めて参りましたが、中には我々の思いつかないようなご意見がありまして、非常に勉強させて頂きました。樹木の専門家でありますアドバイザーA やアドバイザーB、アドバイザーCからは様々な視点で助言を頂きました。アドバイザーA につきましては、苗圃の街路樹を移植する際に改めて助言を頂き適切な形で移植を行いたいと思います。

協議会につきましては、今回は最後ということで宜しいでしょうか。

(座長)

●もう一回開催してください。整備後の様子がどのようなになるかを示す必要があるかと思います。

(事務局)

●それでは、改めて日程を調整致しますので次回が最後になるかと考えております。ここまで議論が到達できたことを感謝申し上げたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

第8回 明大通り沿道協議会

次 第

令和3年7月16日(金) 10:00～11:30

千代田区役所 8階 第三委員会室

1. 開 会

2. 議 事

【報告事項】

- (1) 前回協議会の議事要旨(確認) 資料2
- (2) 協議会での検討内容と決定事項、今後の予定 資料3
- (3) 神田小川町三丁目西部南地区のまちづくりについて 資料4-1～4-5

【本日の検討内容】

街路樹の植栽計画について

- (1) I期工事で苗圃へ移植した樹木状況について 資料5-1～5-2
- (2) 明大通りの植栽計画について 資料6-1～6-3
 - ・II期工事区間の植栽計画について
 - ・I期工事区間の植栽計画(樹種(案))について
- (3) 整備後の維持管理について

3. そ の 他

4. 閉 会

《配布資料》

- 資料1-1・・・第8回明大通り沿道協議会次第
- 資料1-2・・・〃 席次表
- 資料2-1・・・第6回明大通り沿道協議会議事要旨の修正について
- 資料2-2・・・第7回明大通り沿道協議会議事要旨
- 資料3・・・協議会での検討内容と決定事項及びスケジュールについて
- 資料4-1～4-5神田小川町三丁目西部南地区のまちづくりについて
- 資料5-1・・・I期工事で苗圃へ移植した樹木状況
- 資料5-2・・・I期工事で苗圃へ移植した樹木一覧
- 資料6-1・・・明大通りの植栽計画について
- 資料6-2・・・明大通りの植栽計画について(II期工事区間)
- 資料6-3・・・明大通りの植栽計画について(I期工事区間)

協議会での検討内容と決定事項及びスケジュールについて

	協議の内容	決定内容	次回への課題
第1回協議会 R02. 1. 21	①工事目的の説明 ②これまでの経緯説明 ③整備概要の説明 ④頂いたご意見・陳情内容の整理	①模型を使いながら議論を進めていく	
第2回協議会 R02. 2. 18	①歩道拡幅及び街路樹の配置について ②植栽ますの構造について ③整備に関する質問事項と回答 ④意見交換	①意見交換で頂いた質問について次回以降議論を進めていく	①意見交換の課題についての回答と提案
第3回協議会 R02. 7. 15	①植樹ますと横断防止柵の関係図 ②日大病院前の街路樹設置 ③冠水対策 ④駿河台道渚道付近の横断歩道追加 ⑤既存街路樹を残した検討について ⑥バス停整備について ⑦歩道内を走行する自転車について ⑧ゾーン分けによる整備について	①植樹ますの改良と客土範囲の拡大 ②日大病院前の高木植栽は、交通安全上難しい ③冠水対策は、提案内容を適宜行なう ④駿河台道渚道付近の横断歩道は当面移設せず、他の方法で対応 ⑤明大区間は既存街路樹を残した場合の検討を行なう ⑥バスベイは、現況の位置では不適格。自転車、車の安全通行を確保するため必要 ⑦歩行者・自転車交通量調査を実施し確認する ⑧各委員の意見を踏まえ、ゾーンを分けて整備する	①ゾーン分けした街路樹配置の提案 ②自転車・歩行者交通量調査 (コロナの影響により保留中)
第4回協議会 R02. 9. 4	①ゾーン分けした街路樹配置計画案 ②植樹ますの改良について	①ゾーン毎の整備を進める ②公開空地と歩道との一体利用	①防護柵支柱基礎と街路樹の位置関係 ②プラタナスの移植可否について ③低木植栽の配置について
第5回協議会 R02. 10. 19	①土壌改良範囲 ②防護柵と街路樹の位置関係 ③プラタナスの移植について ④低木植栽案	①街路樹に配慮した防護柵位置(街路樹との離隔) ②日大側の街路樹位置と低木配置計画 ③Ⅱ期工事区間の樹種(プラタナス)	①明大側植栽計画の修正 ②移植方法の検討
第6回協議会 R02. 12. 02	①明大側の植栽計画(修正案) ②歩行者の安全と街路樹に配慮した移植案 ③新植する樹種について(Ⅰ期区間)	①低木植栽計画 ②苗圃から明大リバティタワー前に移植する街路樹について	①Ⅰ期区間の樹種について ②Ⅰ期区間の移植方法評価とⅡ期工事の移植方法
第7回協議会 R03. 4. 21	①Ⅱ期区間移植本数と支柱について ②街路樹移植方法の改善案 ③Ⅰ期区間樹種(案)	①街路樹の取扱いに関する技術的な内容は、専門家の判断に任せる	①移植する街路樹の選定について ②苗圃へ移植した街路樹の取扱いについて ③Ⅰ期区間の樹種について
第8回協議会 R03. 7. 16	①明大通りの植栽計画について ②Ⅰ期区間樹種(案)		

今後のスケジュール

協議会
スケジュール道路の線形決定
植栽配置の決定

今回の議題(7月16日)

移植する街路樹について
Ⅰ期工事区間の樹種について
整備後の維持管理について事業
スケジュール修正設計
警視庁協議(修正)7月16日以降～9月中旬
(約2ヶ月)

仮契約手続き

9月中旬～11月上旬
(約1.5ヶ月)工事業者
仮契約

11月上旬

第4回区議会
定例会での承認11月中旬～12月中旬
(約1ヶ月)

工事準備期間

12月中旬～2月中旬
(約2ヶ月)

工事着手

2月下旬

■ 神田小川町三丁目西部南地区周辺の状況



■ まちづくりの経緯

平成20年～	近隣大学の当地区のまちづくり研究を契機として検討開始
平成23年 5月	再開発準備組合を発足
平成24年 11月	「小川町2010まちづくり基本構想（以下、「基本構想」）」策定
平成26年	基本構想検討区域内での意見交換会で、当地区のみで共同化を進める方向となる
平成27年～	地域課題の解決に向け、当地区の共同化を再開発事業として検討
平成29年 6月	市街地再開発準備組合から都市計画提案の提出 （権利者32名のうち25名、78%、都市計画法第21条の2）
7月	都市計画審議会（報告）
9月	地区内地権者に都市計画法第16条に基づく説明会実施の案内送付
同月	再開発に同意しない旨の陳情書が区議会に提出
同月	再開発準備組合から説明会の延期について、区に書面提出
12月	陳情審査の結果、区議会にて「地権者間の相互理解を求める」として集約
平成30年～	再開発準備組合による未同意者への個別協議を継続的に実施
令和2年 1月～2月	再開発準備組合・未同意者・区の意見交換を2回実施
11月	再開発準備組合から説明会の再開について、区に書面提出
12月	都市計画審議会（報告）
同月	都市計画法第16条に基づく公告・縦覧・意見書提出および説明会開催
令和3年 1月～2月	都市計画法第17条に基づく公告・縦覧・意見書提出
3月	都市計画審議会（審議）

■ 地区の現状と課題

①地区全景（駿河台下交差点より）

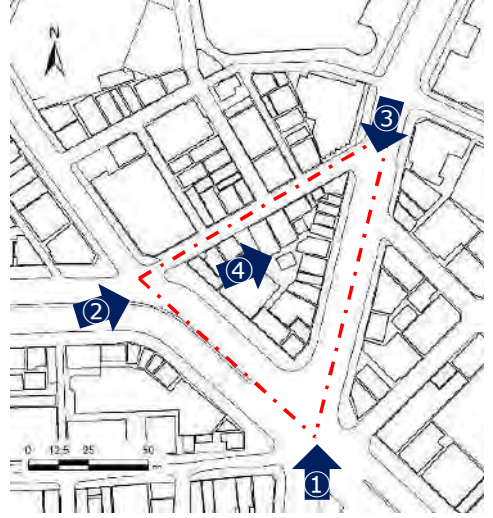


②富士見坂の状況



- ・歩車道が分離されておらず、電柱が歩行空間の障害となっている

■ 写真撮影箇所



③明大通りの状況



- ・電柱が歩行空間の障害となり、景観も阻害している

④私道の状況



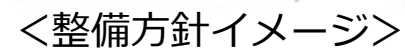
- ・幅員が狭いため個別の建て替えが難しい

■ 地区及び地区周辺の状況

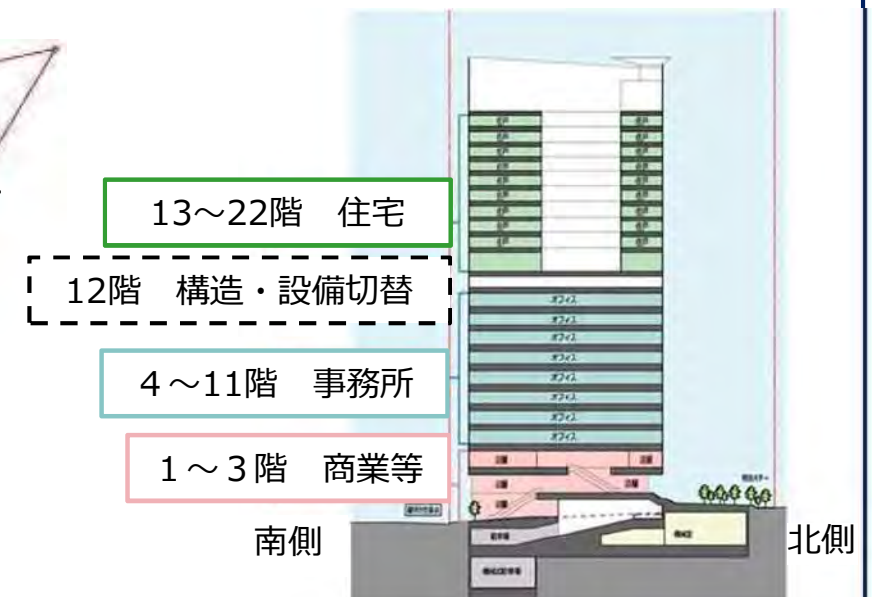
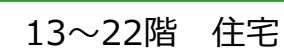
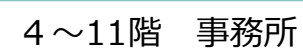
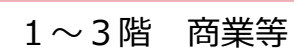
- ・靖国通り及び明大通りが緊急輸送道路だが、旧耐震建築物が多い
- ・来街者が集まる結節点として、広場や休憩場所等のスペースが少ない
- ・まちの担い手が不足し、町会等地域コミュニティの存続が懸念されている



【小川町2010まちづくり基本構想抜粋（平成23年11月）】
＜整備方針図＞



- ## 【施設建築物のイメージ】



■地区計画概要

＜地区整備計画の概要＞

【地区施設の配置及び規模】

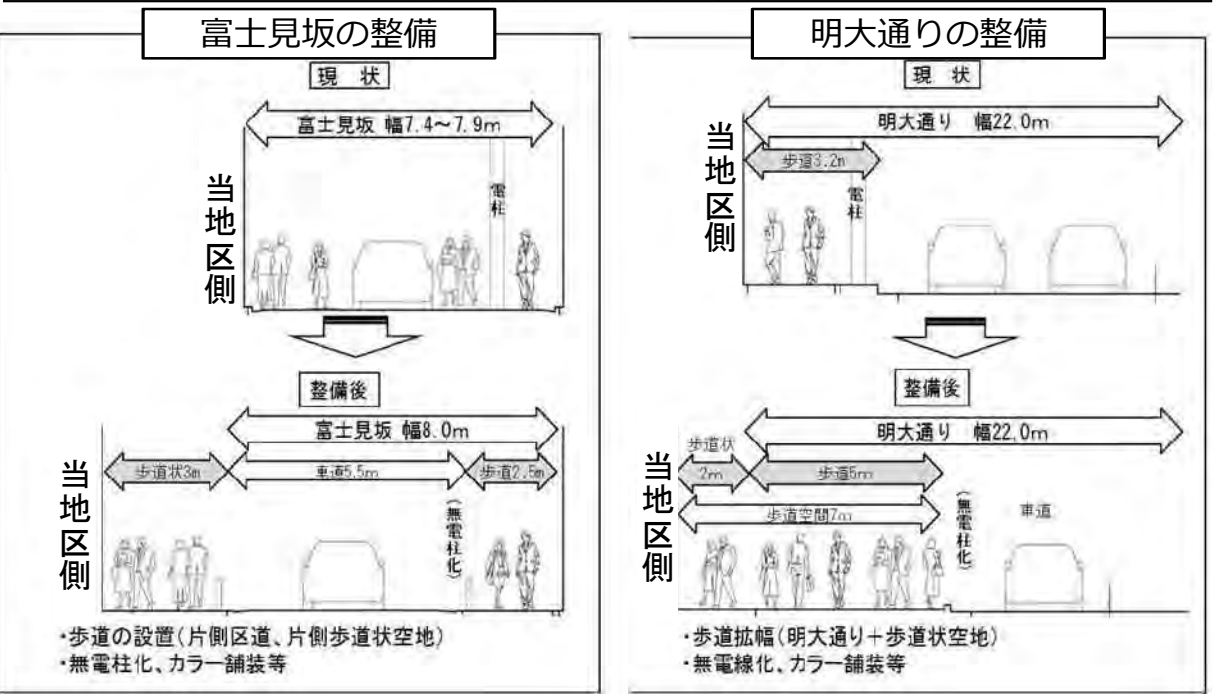
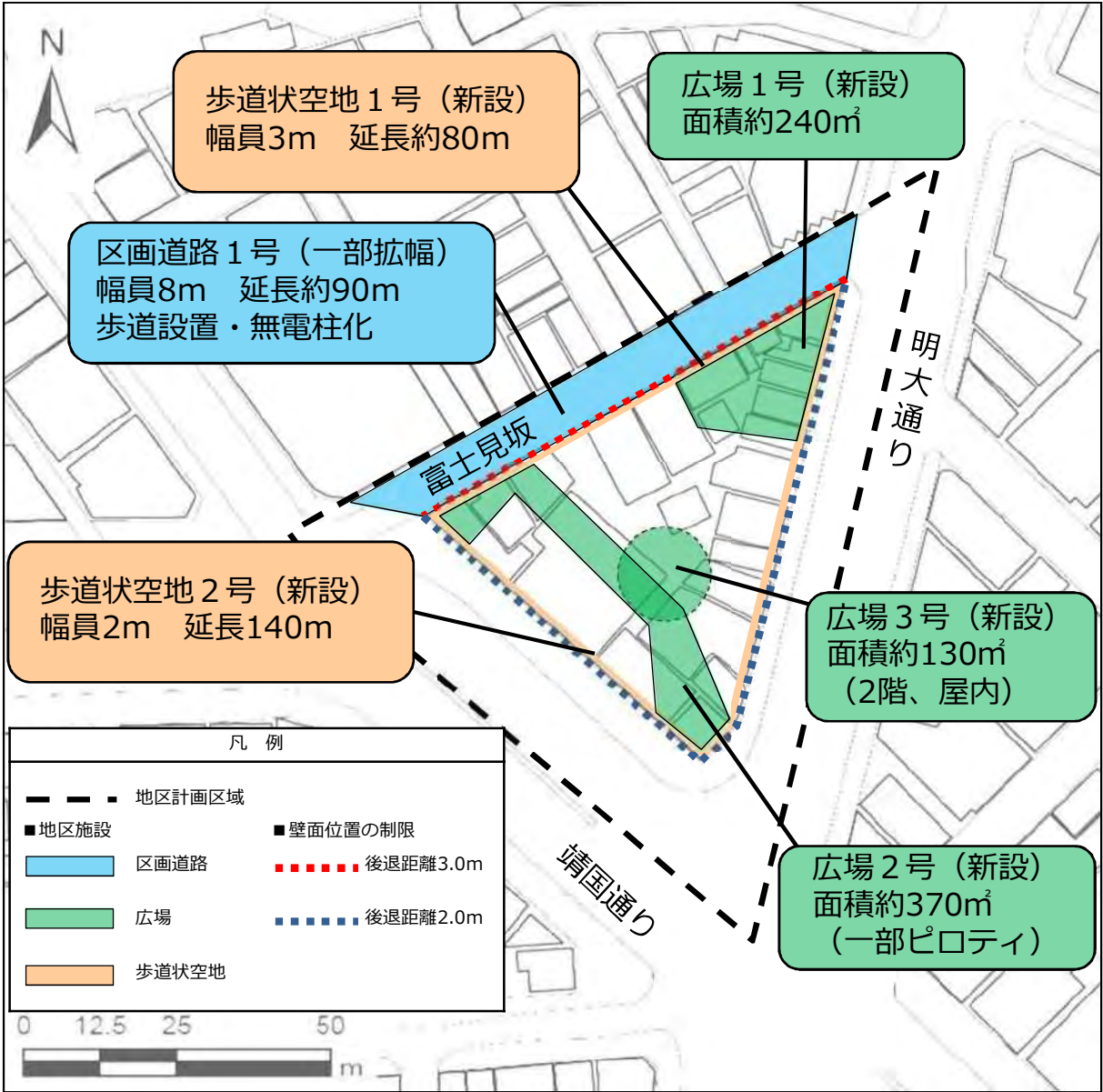
- 区画道路：幅員8m 延長約90m（既設・横断面変更、電線類地中化を行う）
- 歩道状空地1号：幅員3m 延長約80m（新設・一部電線類地中化に伴う変圧器等を含む）
- 歩道状空地2号：幅員2m 延長約140m（新設・一部電線類地中化に伴う変圧器等を含む）
- 広場1号：面積約240㎡（新設 階段、昇降設備等を含む）
- 広場2号：面積約370㎡（新設・一部屋内 階段、昇降設備、防風設備等を含む）
- 広場3号：面積約130㎡（新設・2階屋内 柱型、防風設備等を含む）

【建築物等に関する事項】

項目	主な内容
建築物等の用途の制限	風俗用途・ワンルームマンションの規制
壁面の位置の制限	道路境界線から2mまたは3m
壁面後退区域における工作物の設置の制限	塀、柵、門、広告物の設置を制限
建築物等の高さの最高限度	120m
建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限	良好な都市景観の形成に資するものとする

■スケジュール

令和2年	12月1日	千代田区都市計画審議会（報告）
	12月4日～	都市計画法第16条に基づく素案の公告・縦覧（2週間） 意見書提出期間（3週間）
	12月7日	都市計画法第16条に基づく素案説明会
令和3年	1月27日～	都市計画法第17条に基づく案の公告・縦覧（2週間） 意見書提出期間（2週間）
	3月2日	千代田区都市計画審議会（審議）
	4月6日	都市計画決定告示



■高度利用地区（R3.4.6 決定）

■地区名及び面積

- ・地区名 : 神田小川町三丁目西部南地区
- ・面積 : 約0.6ha

■都市計画で定める内容

- ・建築物の容積率の最高限度 : 下図1の通り（850～1,050%）
- ・建築物の容積率の最低限度 : 下図1の通り（300%）
- ・建築物の建蔽率の最高限度 : 下図1の通り（50%）
- ・建築物の建築面積の最低限度 : 下図1の通り（200㎡）
- ・壁面の位置の制限 : 下図2の通り（2m、3m）



図1

	容積率の最高限度	容積率の最低限度	建ぺい率の最高限度	建築面積の最低限度
A-1	105/10	30/10	5/10	200㎡
A-2	95/10	30/10	5/10	200㎡
A-3	85/10	30/10	5/10	200㎡



図2

凡例	
	高度利用地区（約0.6ha）
	壁面の位置の制限（3m）
	壁面の位置の制限（2m）

■第一種市街地再開発事業（R3.4.6 決定）

■名称及び区域

- ・名称 : 神田小川町三丁目西部南地区第一種市街地再開発事業
- ・区域 : 約0.6ha

■公共施設の配置及び規模

- ・幹線街路（都市計画道路） : 放射街路第15号（靖国通り）、補助線街路第167号（明大通り）
- ・区画道路 : 千代田区特別区道千第438号（富士見坂）幅員 7.4～8.0m、延長 約90m（再整備）



凡例	
	施行区域（約0.6ha）
	特別区道 千第438号
	建設敷地

■建築物の整備

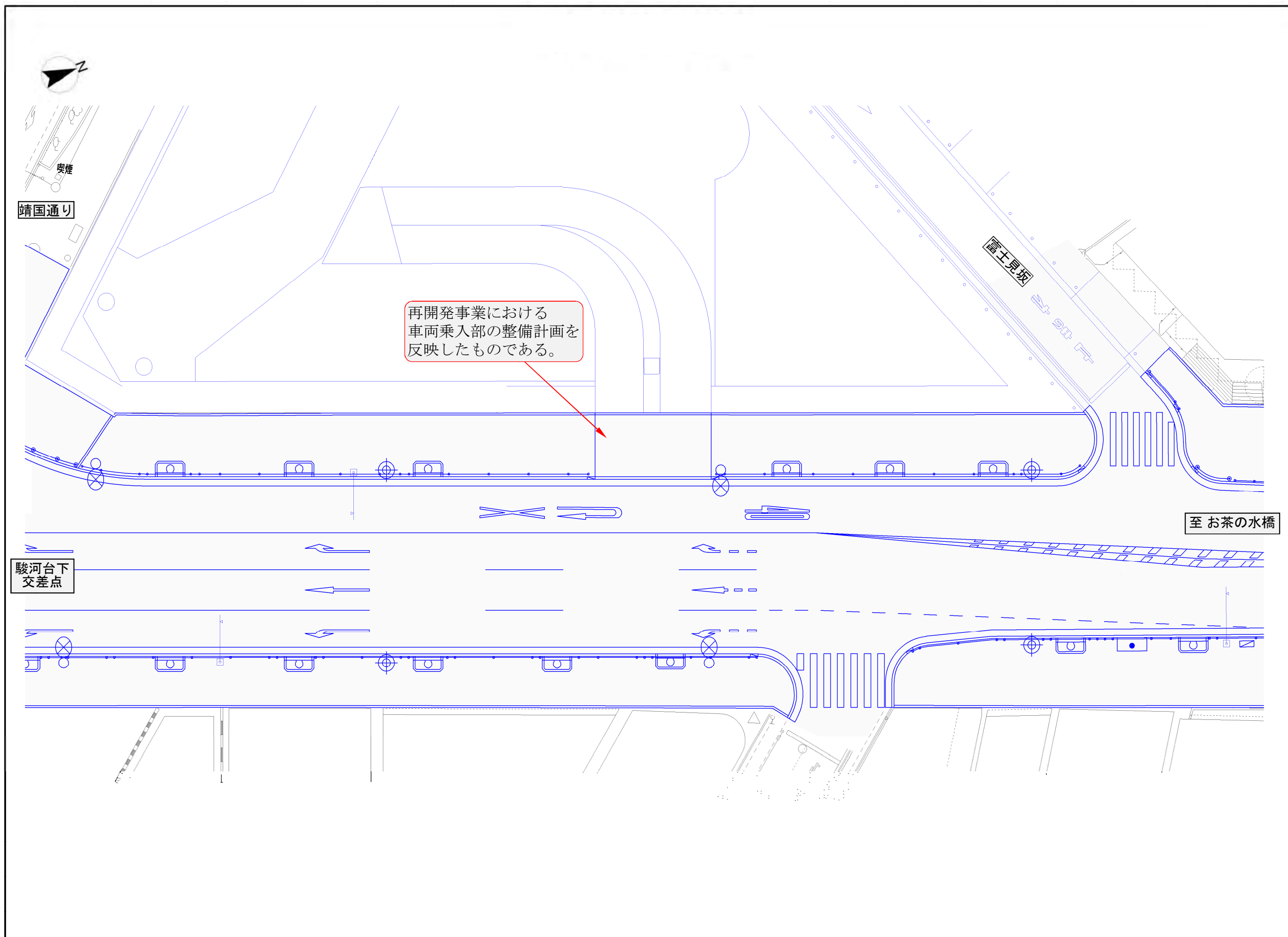
- ・建築面積 : 約1,500㎡
- ・延べ面積〔容積対象面積〕 : 約30,300㎡〔約24,000㎡〕
- ・主要用途 : 住宅、事務所、店舗等
- ・建築物の高さの限度 : 120m（建築物の高さは約110m）

■建築施設の整備

- ・建築敷地面積 : 約2,400㎡
- ・整備計画 : 道路に面して歩道状空地の整備を行い安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、広場の整備を行い居住者や来街者等の利用に供する滞留空間を確保する。

■住宅建設の目標

- ・戸数 : 約110戸
- ・延べ面積 : 約12,300㎡



I 期工事で苗圃へ移植した樹木状況

資料 5-1

明大通り I 期工事で苗圃へ移植したプラタナスについて現況状況をアドバイザー A 立会いのもと確認を行ない、再移植可能か確認を行なった。

立会い日	2021 年 5 月 24 日(月)午後
場所	埼玉県さいたま市岩槻区

明大通り I 期工事にて、計 29 本のプラタナスを苗圃へ移植した。

道 路



凡例	
移植可能	移植不可



立会い調査の様子

樹木番号	幹周cm	評価	所見
01	86	○	斜め
02	80	○	
03	74	○	
04	71	○	
05	80	○	斜め
06	80	○	
07	65	○	
08	66	×	枯死
09	96	○	見栄え良し
10	65	×	腐朽進行
11	84	○	
12	78	○	
13	60	○	
14	81	○	
15	72	○	
16	69	○	
17	75	×	枯死
18	75	×	枯死
19	65	○	
20	88	×	腐朽進行
21	72	×	枯死
22	73	×	枯死
23	85	○	
24	61	×	枯死
25	71	×	枯死
26	52	×	枯死
27	70	○	
28	76	○	
29	66	×	枯死
移植可能	18本	《移植先》 I 期工事区間 9本 明治大学構内 4本 専大通り内 5本	
移植不可	11本	伐採	
合計	29本	判定: ○移植可能、×移植不可	

I 期工事で苗圃へ移植した樹木一覧

資料 5-2

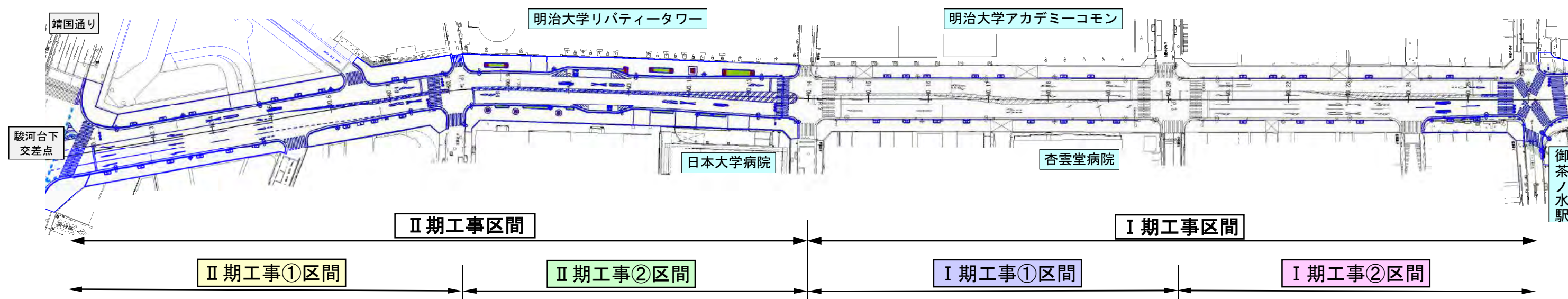
	樹木番号01 移植可能 傾斜あり		樹木番号04 移植可能		樹木番号07 移植可能		樹木番号10 移植不可 腐朽進行		樹木番号13 移植可能
	樹木番号02 移植可能 傾斜あり		樹木番号05 移植可能		樹木番号08 移植不可 枯死		樹木番号11 移植可能 傾斜あり		樹木番号14 移植可能
	樹木番号03 移植可能		樹木番号06 移植可能		樹木番号09 移植可能		樹木番号12 移植可能		樹木番号15 移植可能
	樹木番号16 移植可能		樹木番号19 移植可能		樹木番号22 移植不可 枯死		樹木番号25 移植不可 枯死		樹木番号28 移植可能
	樹木番号17 移植不可 枯死		樹木番号20 移植不可		樹木番号23 移植可能		樹木番号26 移植不可 枯死		樹木番号29 移植不可 枯死
	樹木番号18 移植不可 枯死		樹木番号21 移植不可 枯死		樹木番号24 移植不可 枯死		樹木番号27 移植可能		

明大通りの植栽計画について

明大通りの植栽計画については、沿道協議会のご意見により検討し、以下の方針を提案します。

<計画方針>

- ①既存プラタナスは、出来るだけ明大通り内へ移植・保全を行なう。
- ②苗圃で樹勢回復したプラタナスを再活用する。
- ③専門家の助言のもと、1本1本の樹勢や将来的な樹形を確認した上で移植の可否を決定する。
- ④花の咲く樹木を新植する区間を設ける。
- ⑤明大通りを以下4つのゾーンに分けて整備を行う。



II期工事①区間

- ・既存のプラタナスを車道側植樹ますへ移植し保全する区間。

II期工事②区間

- ・公開空地の通行を前提に、既存のプラタナスを保全する区間。

I期工事①区間

- ・既存及び苗圃のプラタナスを移植し保全する区間。

I期工事②区間

- ・花の咲く樹木(桜)を植える区間。
(一葉桜を主体とし、樹形が道路構造に適合した駿河台句を1本植える。)



一葉桜(参考)

サトザクラの代表的な品種
江戸時代以前からあり、新宿
御苑にもある代表的な桜。
4月中旬から下旬にかけて
開花する。



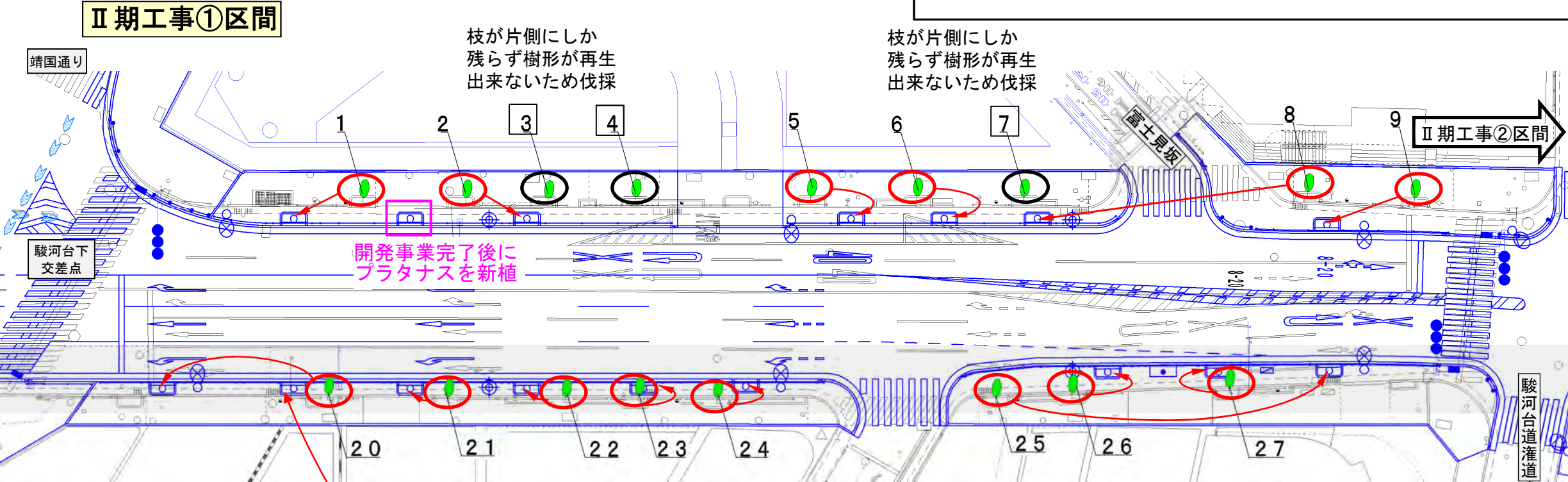
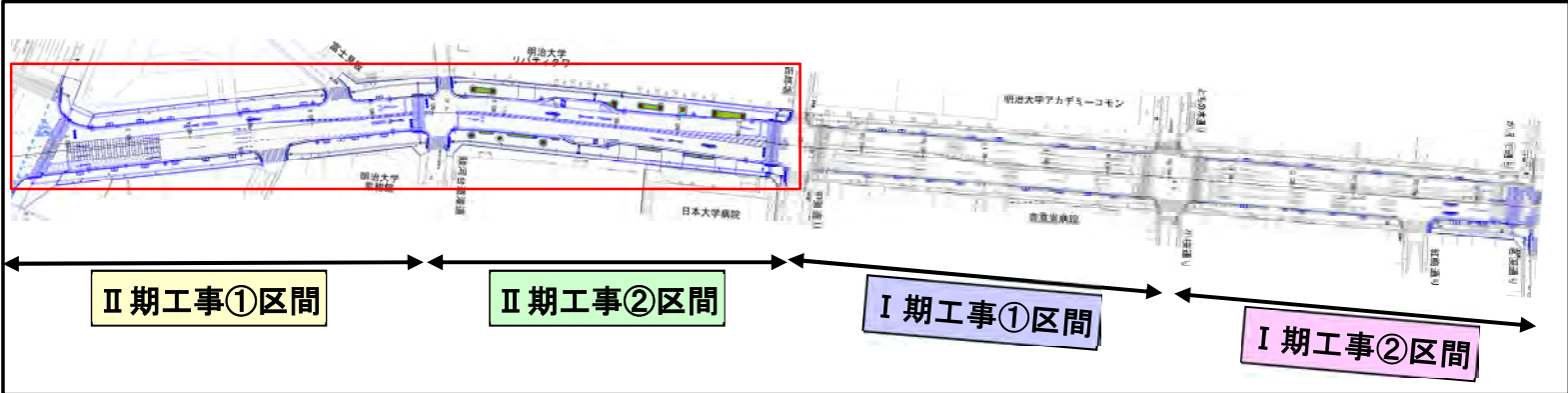
駿河台句(参考)

オオシマザクラ系の品種。
江戸時代駿河台の武家屋敷
に植えられていた桜。
香りが強いことから命名さ
れた。
4月下旬から5月上旬に開花
する。

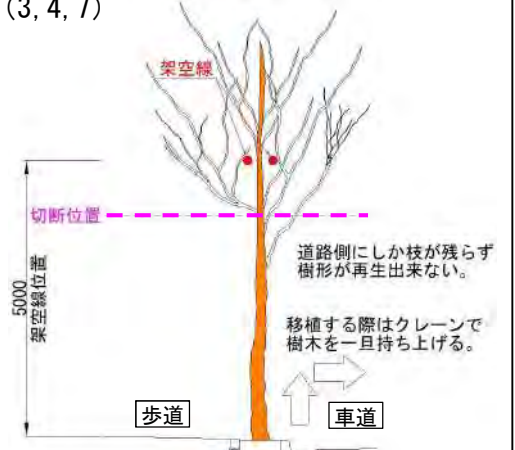
I期工事②区間で植栽する樹木計画(案)

明大通りの植栽計画について（Ⅱ期工事区間）

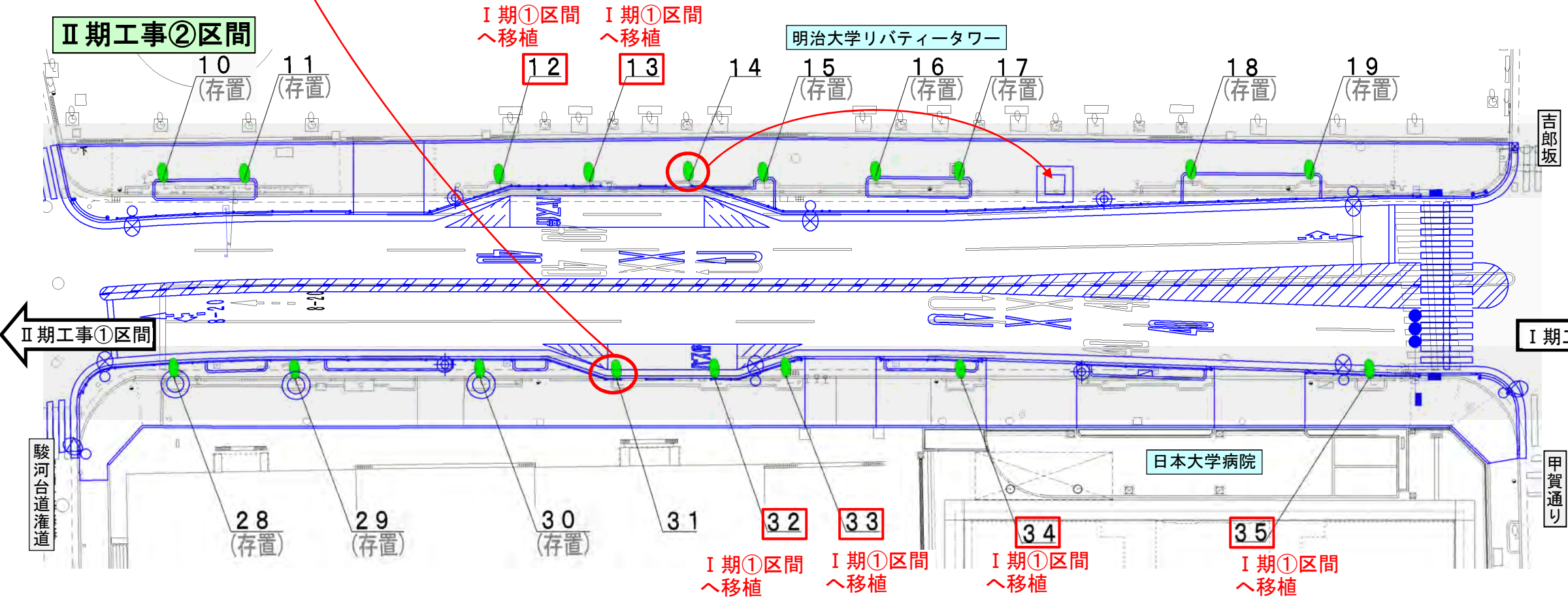
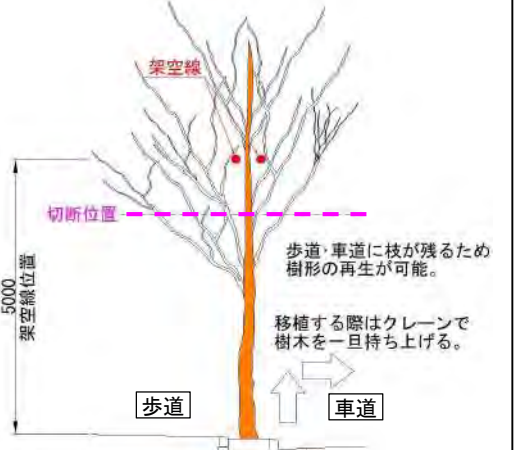
【基本的な考え方】
移植距離を短くするために近接する植樹ますへ移植し、
樹木への負担を掛けないように配慮する。



切断位置よりも下側に枝が少なく樹形が整った街路樹として育たない。
(3, 4, 7)



歩道・車道に枝が残るため、移植が可能。
(1, 2, 5, 6, 8, 9)



明大通りの植栽計画について（Ⅰ期工事区間）

【基本的な考え方】

移植距離を短くするために近接する植樹ますへ移植し、樹木への負担を掛けないように配慮する。

